

# 小児医療証の発行に関する申請の御案内

川崎市では、令和8年9月から小児医療費助成制度の助成対象を中学校3年生から、**高校生年代**(18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方) **まで拡大**し、小学校4年生以上に設けていた一部負担金を廃止します。

つきましては、高校生年代のお子さまは、申請することで、新たに小児医療の対象となりますので、**6月12日(金)必着**にて、申請いただきますようお願いいたします。

## 手続き方法

① **ぴったりサービスからオンライン申請** もしくは ② **郵送申請**

## 令和8年9月からの制度について

	0歳～ <b>高校生年代</b>
助成範囲	通院・調剤・入院 全額助成
所得制限	なし
医療証	あり



小児医療費助成制度は保険医療費の自己負担分(2割または3割)を助成するものです。(食事療養負担額を除く)そのため薬の容器代、差額ベッド代、健康診断、文書料、200床以上の病院に紹介状なしで受診する際の選定療養費及び予防接種等の健康保険の対象外のものは助成できません。

制度拡充内容の詳細は市のホームページでも御覧いただけます。  
Q&A等、随時更新しています。



## 制度拡充内容や申請方法についてのお問合せ先

**川崎市小児医療拡充事務センター** (10月30日(金)まで)



**0120-905-011** (受付時間は平日9時から17時まで)

11月2日以降は、川崎市こども未来局家庭支援担当Tel.044-200-2695にお問合せください



# オンライン申請の場合

マイナンバーカードを使用したぴったりサービス（マイナポータル）からの申請を受け付けています。手続きをされる保護者の方のマイナンバーカードを使用して、申請をしてください。

1

ぴったりサービス  
手続検索画面へ  
アクセス



二次元コード読み取り  
または

ぴったりサービス  検索

2

「神奈川県川崎市」を選択  
「小児医療」で  
キーワード検索

3

「【制度拡充対象者専用】  
小児医療証新規発行の  
手続き」から申請に進む

出典：マイナポータル <https://myna.go.jp/search>

## 申請に必要なもの

- ① 6桁の申請書番号（同封の申請書に記載しています）
- ② 手続きをする保護者のマイナンバーカード
- ③ 配偶者の個人番号（マイナンバーの番号）
- ④ スマートフォン等のマイナンバーカードを読み取るためのツール
- ⑤ 対象のお子さまの個人番号もしくは健康保険の記号・番号及び保険者名がわかるものの画像※

※「健康保険の記号・番号及び保険者名がわかるもの」について  
資格確認書、マイナポータルからダウンロードした健康保険の資格情報画面、資格情報のお知らせのいずれか



## 申請の際の注意事項

Step2申請情報入力項目内の「申請者」については、「保護者のうち所得の高い生計中心者」を入力してください。

# 郵送申請の場合

申請書を記載し、**添付書類台紙に必要書類を貼付**しましたら、同封の返信用封筒にて提出をお願いいたします。

申請者はお子さまの保護者のうち生計中心者(所得が高い方)です。

個人番号とは、マイナンバーのことです。全員分記載してください。※日本に住民票がない(海外在住等)場合は、記載不要です。

対象のお子さまの健康保険の加入情報を記載してください。

## 申請に必要なもの

- ①記載いただいた申請書
- ②添付書類台紙

## 添付書類台紙に貼付するもの

- ・申請者(保護者のうち生計中心者(所得が高い方))の身元確認書類のコピー※1
- ・対象のお子さまの健康保険の記号・番号及び保険者名がわかるもののコピー※2

※1「身元確認書類」について

1点でよいもの:マイナンバーカード、運転免許証、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳、旅券等  
2点必要なもの:健康保険資格確認書、年金手帳、預金通帳等

※2「健康保険の記号・番号及び保険者名がわかるもの」について

資格確認書、マイナポータルからダウンロードした健康保険の資格情報画面、資格情報のお知らせのいずれか

第1号様式

《記載例》

オンライン及び郵送申請に必要なあなたの申請書番号 :  
1 2 3 4 5 6

(乳) 小児医療証交付申請書

(宛先) 川崎市長 ※医療証の受給者番号

次とおり、小児の医療費助成に係る医療証の交付を申請します。  
なお、医療費助成を受けるに当たり必要な限度で、所得状況その他助成に関する事項の調査について市長に委任します。

申請年月日 令和8年 6 月 1 日

フリガナ	カワサキ	タロウ	(〒210-0004)
氏名	川崎 太郎	川崎 太郎	川崎区宮本町1番地
生年月日	昭和50年1月1日生	昭和50年1月1日生	電話番号 090 - 1234 - 5678
個人番号	123456789012	123456789012	令和8年1月1日時点の住所(現在と異なる場合) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
配偶者の有無	1 有	2 無	
小児との続柄	1 父	2 母 3 その他( )	
フリガナ	カワサキ	ハナコ	申請者住所と 1 同じ 2 異なる
氏名	川崎 花子	川崎 花子	異なる場合の配偶者住所(〒 )
生年月日	昭和50年2月2日生	昭和50年2月2日生	
個人番号	987654321098	987654321098	
フリガナ	カワサキ	ジロウ	申請者住所と 1 同じ 2 異なる
氏名	川崎 次郎	川崎 次郎	異なる場合の小児住所(〒 )
生年月日	平成22年2月3日生	平成22年2月3日生	
個人番号	123412341234	123412341234	
保険の種類	1 国保	2 組合	3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済
被保険者の氏名	川崎 太郎	川崎 太郎	小児との続柄 1 父 2 母 3 その他( )
被保険者記号及び番号	111	2222	保険加入日 平成5年4月1日
保険者番号	12345678	12345678	
保険者名	〇〇〇〇健康保険組合	〇〇〇〇健康保険組合	
申請者による監護の有無(申請者は対象の小児を監護していますか。)	1 有	2 無	他制度適用の有無
同一生計又は生計維持の有無(申請者と対象の小児は同一生計又は生計維持関係にありますか。)	1 有	2 無	生活保護 重度障害者医療 ひとり親家庭等医療

# よくある質問と回答

## Q1 6月12日(金)を過ぎても手続きできますか？

期日以降も受付をしておりますが、医療証の交付が9月1日以降になる可能性があります。9月1日以降、医療証が交付される前に医療機関等を受診された場合は、一旦医療費を支払っていただき、医療証を受け取られた後、払戻し(償還払い)の申請をしてください。

**オンライン申請フォームについては7月24日(金)24時にて受付終了**しますので、7月25日以降は郵送にて申請してください。

## Q2 令和8年9月から制度拡充ですが、令和8年4月から8月までの医療費はどうなりますか？

医療費助成の対象外です。(3割負担で医療機関等を受診していただきます。)

## Q3 区役所の窓口書類を提出できますか？

申し訳ございませんが、窓口では受付できません。

## Q4 8月31日までに市外／海外へ転出予定です。申請は必要ですか？

申請の必要はありません。今回発行対象となるのは9月以降の医療証であるため、8月31日以前にお子さまの市外転出が決まっている場合は、転出後に、転出先の自治体で御確認ください。

## Q5 生計中心者が単身赴任のため、市外／海外在住です。申請者は誰にすればよいのでしょうか？

生計中心者の方が単身赴任等で市外や海外に在住していても、その方が世帯の生計中心者(令和7年中の所得の高い方の保護者)であれば、その方を申請者として、申請をしてください。

## Q6 なぜ生計中心者かどうか問われるのでしょうか？

本制度は、一部神奈川県基準により実施しており、その判定のため生計中心者の所得情報の確認を行っています。

## Q7 離婚調停中／離婚裁判中で生計中心者と別居しています。

離婚調停中／離婚裁判中で父母が別居している場合は、生計中心者かどうかにかかわらず、お子さまと同居(監護)している方の保護者を申請者とすることができます。

この場合、オンライン申請では受付できませんので、離婚調停中／離婚裁判中であることが分かる書類(例:調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、離婚裁判に係る控訴状の副本等)を同封の上、郵送にて申請してください。審査の上、さらに提出書類が必要な場合は、小児医療拡充事務センターから御連絡する場合があります。

## Q8 今回対象となっている子どもは結婚しています。

申請者及び「小児」の欄については、本人(高校生年代の対象者)の情報等を記載し、申請してください(配偶者欄は不要)。

※対象となるお子さまに所得があり、かつ保護者等の健康保険の扶養に入っておらず個人で健康保険に加入している方も同様です。